

「平成29年台風第18号」に

※掲載している情報は、平成29年10月20日時点の情報です。状況とともに情報が変わっている場合がありますのでご了承ください。詳細については、各担当窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

種別	項目	内 容	お問い合わせ
証 明 書	り災証明書の申請	り災証明書とは、被災した住家等(居住のために使っている建物など)の被害の程度を認定し、証明する書類です。 さまざまな支援制度(公的支援の手続きや公共料金などの減免、保険請求など)の申請の際に必要です。 ※証明書発行は、調査員による家屋調査後となります。	福祉事務所 (市役所新館1階) ☎82-9519
	被災証明書の申請	被災証明書とは、車、家屋、住居以外の工作物(物置、カーポートなど)、家財などが被害を受けたことを証明する書類です。 ※り災証明書とは異なり、被害の程度を判定・証明するものではありません。	※申請は、日日出張所、 四浦出張所、保戸島 出張所でも受け付け ます。
	その他証明書 交付手数料の免除	次の証明書交付等の手数料を免除します。 1. マイナンバーカード再交付手数料 ※免除を受けるためには、り災証明書、または被災証明書が必要です。	市民生活課 (市役所1階) ☎83-4567 (マイナンバー相談室)
住 居 支 援	公営住宅利用	公営住宅の空き部屋を被災された方へ提供できるよう随時入居者募集を行っています。入居要件は床上浸水等によって、ご自宅に住むことができない方を対象とします。	都市建設課 (市役所3階) ☎82-9515
	住宅ローンなどの 免除・減額	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。詳しくは借入先の金融機関等にお問い合わせください。	借入先の金融機関
農 業 支 援	農地および農業用 施設の災害復旧	農地や農業用施設が、著しい被害を受けた方は、復旧に対し補助を受けることができる場合があります。	農林水産課 (市役所3階) ☎82-9514
中 小 企 業 支 援	中小企業者への支援	【被災地域小規模事業者持続化支援事業】 被災された小規模事業者の復旧に向けた取組を支援します。 ●公募期間 平成29年11月30日まで 【大分県地域産業振興資金】 被災された中小企業者の事業復旧費等に関わる県制度資金の融資が適用されています。 ※その他にも、「特別相談窓口の設置」や「セーフティネット保証4号の適用」など支援制度があります。 詳しくはお問い合わせください。	津久見商工会議所 (中央町) ☎82-5111 商工観光課 (市役所1階) ☎82-9542

よる災害に関する支援情報

種別	項目	内 容	お問い合わせ
災 害 に 関 す る 連 絡 先	被害相談等の連絡先	市道・準用河川、普通河川に関する被害	都市建設課 (市役所3階) ☎82-9515
		山林・農地・農業施設に関する被害	農林水産課 (市役所3階) ☎82-9514
		国・県道・河川に関すること	大分県臼杵土木事務所 (臼杵市) ☎(0972)63-4136
	税金や使用料等の減免・猶予制度についての連絡先	市県民税・固定資産税・国民健康保険税の減免・住宅等に著しい損害を受けた方が減免を受けることができる場合があります。 ※り災証明の調査に基づき、市県民税・国民健康保険税の減免の対象となる方については、12月中旬を目途に申請の案内を送付します。	【市県民税・固定資産税】 税務課 (市役所別館1階) ☎82-9512 【国民健康保険税】 健康推進課 (市役所1階) ☎82-4147
		後期高齢者医療保険料の減免、国民健康保険および後期高齢者医療の一部負担金の減免・猶予 ・被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住宅等に著しい損害を受けた場合、減免を受けることができる場合があります。 ※り災証明の調査に基づき、減免の対象となる方については、12月中旬を目途に申請の案内を送付します。	健康推進課 (市役所1階) ☎82-4147
		介護保険料・介護サービス等の利用料の減免 ・被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住宅等に著しい損害を受けた場合、減免を受けることができる場合があります。 【介護保険料】 り災証明の調査に基づき、減免の対象となる方には、12月中旬を目途に戸別に申請書等を送付します。 【介護サービス等の利用料】 別途、同時期頃にお知らせします。 ※なお、いずれも減免となれば、10月分から3月分までを減免または還付します。	長寿支援課 (市役所1階) ☎82-9533
		上下水道料金および簡易水道料金に関すること	上下水道課 (市役所別館1階) ☎82-9517
		児童扶養手当支給制限の適用除外 ・住宅等に著しい損害を受けた方が、児童扶養手当支給制限の適用除外を受けることができます。	福祉事務所 (市役所新館1階) ☎82-9519
		国民年金保険料の免除 ・国民年金第1号被保険者が、住宅等に著しい損害を受けた場合、減免を受けることができます。	日本年金機構 佐伯年金事務所 (佐伯市) ☎(0972)22-1970 健康推進課 (市役所1階) ☎82-4147